

平成 28 年 9 月 2 日開会

平成 28 年 9 月

市議会定例会議案書

寝屋川市

目 次

| 番 号 | 案 件 | 頁 |
|--------|---|----|
| 認定第1号 | 平成27年度寝屋川市一般会計歳入歳出決算認定 | 1 |
| 認定第2号 | 平成27年度寝屋川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 | 2 |
| 認定第3号 | 平成27年度寝屋川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定 | 3 |
| 認定第4号 | 平成27年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 | 4 |
| 認定第5号 | 平成27年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定 | 5 |
| 認定第6号 | 平成27年度寝屋川市水道事業会計決算認定 | 6 |
| 認定第7号 | 平成27年度寝屋川市下水道事業会計決算認定 | 7 |
| 報告第8号 | 平成27年度寝屋川市水道事業会計継続費の精算報告 | 8 |
| 報告第9号 | 平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告 | 10 |
| 報告第10号 | 専決処分の報告（平成28年度寝屋川市一般会計補正予算（第2号）） | 別冊 |
| 議案第59号 | 寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正 | 11 |
| 議案第60号 | 寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正（寝屋川市いじめ問題対策委員会） | 13 |
| 議案第61号 | 寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正（寝屋川市いじめ問題再調査委員会） | 15 |

| 番号 | 案件 | 頁 |
|----------|--|----|
| 議案第 62 号 | 寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正（寝屋川市地域公共交通協議会） | 17 |
| 議案第 63 号 | 寝屋川市議會議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正 | 19 |
| 議案第 64 号 | 寝屋川市税条例の一部改正 | 22 |
| 議案第 65 号 | 平成 28 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 3 号） | 別冊 |
| 議案第 66 号 | 平成 28 年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） | 別冊 |
| 議案第 67 号 | 平成 28 年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算（第 1 号） | 別冊 |
| 議案第 68 号 | 平成 28 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） | 別冊 |
| 議案第 69 号 | 財産の取得 | 33 |
| 議案第 70 号 | 平成 27 年度寝屋川市水道事業利益剰余金の処分 | 34 |
| 議案第 71 号 | 平成 27 年度寝屋川市下水道事業利益剰余金の処分 | 35 |
| 議案第 72 号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任 | 36 |



認定第 1 号

平成 27 年度寝屋川市一般会計歳入歳出 決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により平成 27 年度
寝屋川市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付
する。

平成 28 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北川法夫

認定第 2 号

平成 27 年度寝屋川市国民健康保険特別 会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により平成 27 年度
寝屋川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のと
おり認定に付する。

平成 28 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北川法夫

認定第 3 号

**平成 27 年度寝屋川市介護保険特別会計
歳入歳出決算認定**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により平成 27 年度
寝屋川市介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり
認定に付する。

平成 28 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北川法夫

認定第 4 号

平成 27 年度寝屋川市後期高齢者医療特 別会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により平成 27 年度
寝屋川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊の
とおり認定に付する。

平成 28 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北川法夫

認定第 5 号

平成 27 年度寝屋川市公共用地先行取得
事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により平成 27 年度
寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して
別冊のとおり認定に付する。

平成 28 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北川法夫

認定第 6 号

平成 27 年度寝屋川市水道事業会計決算
認定

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により平成 27 年度寝屋川市水道事業会計決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

平成 28 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北川法夫

認定第 7 号

平成 27 年度寝屋川市下水道事業会計決 算認定

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により平成 27 年度寝屋川市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

平成 28 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北川法夫

報告第 8 号

平成 27 年度寝屋川市水道事業会計継続費 の精算報告

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 2 項の規定により、平成 27 年度寝屋川市水道事業会計継続費の精算について、別紙継続費精算報告書のとおり報告する。

平成 28 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

平成27年度 富屋川市水道事業会計継続費精算報告書

| 款 項 | 事業名 | 年度 | 年 割 額 | 全 体 計 画 | | | | 実 績 | | | | 左の財源内訳 | | | | 比 較 | | | |
|--------|--------------------------------------|----|-------------|---------|-------------|------------|-------------|-------------|-------------|------------|--------------|--------|--------------|-----|---------------------------|--------------|-------------|-----|-----------|
| | | | | 國庫補助金 | 企 業 | 損 益 | 債 利 | 支 払 | 義 務 | 扶 養 | 國庫補助金 | 企 業 | 損 益 | 債 利 | 年割額と支払額の差 額務務生額の差 額 | 国庫補助金 | 業 企 | 損 益 | 債 利 |
| | | 25 | 165,650,000 | 0 | 162,000,000 | 3,650,000 | 0 | 162,000,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 165,650,000 | 0 | 162,000,000 | 0 | 3,650,000 |
| | | 26 | 279,430,000 | 0 | 273,000,000 | 6,430,000 | 347,060,231 | 0 | 292,100,000 | 54,930,231 | △ 67,650,231 | 0 | △ 19,100,000 | 0 | △ 48,530,231 | | | | |
| | 1 資本的支出 1.建設改良費 中央路規整 置更新工事 | 27 | 95,730,000 | 0 | 93,000,000 | 2,730,000 | 106,539,769 | 0 | 98,900,000 | 7,639,769 | △ 10,309,769 | 0 | △ 5,900,000 | 0 | △ 4,909,769 | | | | |
| | | 計 | 540,810,000 | 0 | 528,000,000 | 12,810,000 | 453,600,000 | 0 | 391,000,000 | 62,600,000 | 87,210,000 | 0 | 137,000,000 | 0 | 137,000,000 | △ 49,790,000 | | | |

平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率 及び資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見書（別冊）を付けて、次のとおり報告する。

平成 28 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北川法夫

1 健全化判断比率 (単位：%)

| 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|--------------|--------------|---------------|--------------|
| — (11.34) | — (16.34) | 1.9 (25.0) | — (350.0) |

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれも実質赤字額がないため「—」と表示している。また、将来負担比率については、充当可能な財源等が将来負担額を上回るため「—」と表示している。

() 内は、本市における早期健全化基準である。

2 資金不足比率 (単位：%)

| 特別会計の名称 | 資金不足比率 | 備考 |
|---------|--------|------------------------------|
| 水道事業会計 | — | 施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定 |
| 下水道事業会計 | — | 施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定 |

※ 資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

「施行令」とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）をいう。

議案第 59 号

寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する條例の一部改正

寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 3 年寝屋川市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条を第 19 条とし、第 15 条から第 17 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 14 条第 2 号中「印鑑登録証」の次に「又は個人番号カード」を加え、「き損」を「毀損」に改め、同条を第 15 条とする。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

（キオスク端末による印鑑登録証明書の交付の申請）

第 14 条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を利用して、キオスク端末（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して寝屋川市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。）に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

附 則

この条例は、平成 29 年 1 月 4 日から施行する。

議案第 60 号

寝屋川市執行機関の附屬機関に関する條 例の一部改正

寝屋川市執行機関の附屬機関に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

平成 28 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北川法夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 39 年寝屋川市条例第 27 号）
の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

別表教育委員会 寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会の項を削り、同
表教育委員会の項に次のように加える。

| | |
|----------------|---|
| 寝屋川市いじめ問題対策委員会 | 次の各号に掲げる事務 (1) いじめ防止対策推進法第 14 条 第 3 項の規定によるいじめの防 止等のための対策の推進につい ての調査審議に関する事務 (2) いじめ防止対策推進法第 28 条 第 1 項の規定による調査に関す る事務 |
|----------------|---|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 61 号

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条 例の一部改正

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

平成 28 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 39 年寝屋川市条例第 27 号）
の一部を次のように改正する。

別表市長の項に次のように加える。

| | |
|-----------------|--|
| 寝屋川市いじめ問題再調査委員会 | いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 30 条第 2 項の規定による、同法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果についての調査に関する事務 |
|-----------------|--|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 62 号

寝屋川市執行機関の附属機関に関する條例の一部改正

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 39 年寝屋川市条例第 27 号）
の一部を次のように改正する。

別表市長の項に次のように加える。

| | |
|---------------|---------------------------------|
| 寝屋川市地域公共交通協議会 | 地域公共交通網形成計画の作成及び実施についての協議に関する事務 |
|---------------|---------------------------------|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 63 号

寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙
における選挙運動用自動車の使用の公営
に関する条例等の一部改正

寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公
営に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動用自動車
の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

(寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公
営に関する条例の一部改正)

第1条 寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動用自動車の使
用の公営に関する条例(平成6年寝屋川市条例第10号)の一部を次のように改
正する。

第4条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」
を「7,560円」に改める。

(寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の
公営に関する条例の一部改正)

第2条 寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動用ポスターの
作成の公営に関する条例(平成6年寝屋川市条例第11号)の一部を次のように
改正する。

第4条中「510円48銭」を「525円6銭」に改め、「301,875円」を「310,500
円」に改める。

(寝屋川市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改
正)

第3条 寝屋川市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例
(平成19年寝屋川市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙におけ
る選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例、第2条の規定による改正後の

寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び第3条の規定による改正後の寝屋川市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された寝屋川市議会議員及び寝屋川市長の選挙については、なお従前の例による。

議案第 64 号

寝屋川市税条例の一部改正

寝屋川市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市税条例の一部を改正する条例

寝屋川市税条例（平成 16 年寝屋川市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「及び第 2 号」を「、第 2 号及び第 5 号」に、「当該各号に定める期間」を「第 1 号から第 4 号までに掲げる期間並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間」に改め、同条第 2 号中「第 46 条第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の規定による申告書に限る。）」を削り、同条第 3 号中「第 46 条第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書を除く。）」を削り、同条に次の 2 号を加える。

(5) 第 46 条第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。）当該税額に係る納期限の翌日から 1 か月を経過する日

(6) 第 46 条第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から 1 か月を経過する日

第 37 条第 1 項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第 2 項中「次項」の次に「及び第 4 項」を加え、同条第 3 項中「変更し」を「変更し、」に、「から第 1 項」を「から同項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 第 2 項の場合において、所得税の納稅義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基づいて、第 1 項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基くして変更した税額を控除した金額（還付

金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次の各号に掲げる期間(施行令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第34条の各納期限の翌日から当該減額更正に基くして変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基くして変更した税額に係る納税通知書が発せられた日
(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基くして変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第46条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次の各号に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの

(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第47条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次の各号に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を滞納金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日

から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

附則第7条から第9条までを次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第7条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第21条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第8条及び第9条 削除

附則第14条中第12項を第19項とし、第11項を第17項とし、同項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

附則第14条中第10項を第16項とし、第9項を第15項とし、第8項を第9項とし、同項の次に次の5項を加える。

10 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第14条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第50条の次に次の1条を加える。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第50条の2 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に

対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等については、第 20 条及び第 22 条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 2 項（外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第 1 号の規定により読み替えられた第 21 条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に 100 分の 3 の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第 21 条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 50 条の 2 第 1 項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第 24 条から第 25 条まで、第 26 条第 1 項並びに附則第 10 条第 1 項、第 11 条の 2 第 1 項及び第 11 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 24 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 50 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第 1 項前段、第 25 条、第 26 条第 1 項並びに附則第 10 条第 1 項、第 11 条の 2 第 1 項及び第 11 条の 2 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 50 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 50 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第 27 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 50 条の 2 第 1 項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 7 条第 10 項（同法第 11 条第 8 項及び第 15 条第 14 項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第 7 条第 12 項（同法第 11 条第 9 項及び第 15

条第 15 項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第 7 条第 16 項（同法第 11 条第 11 項及び第 15 条第 17 項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第 7 条第 18 項（同法第 11 条第 12 項及び第 15 条第 18 項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第 6 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 50 条の 2 第 1 項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 50 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 6 項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第 20 条第 3 項及び第 4 項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第 22 条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 4 項（外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第 5 項第 1 号の規定により読み替えられた第 21 条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に 100 分の 3 の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の第 29 条第 1 項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第 30 条第 1 項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第 21 条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則 50 条の 2 第 3 項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
- (2) 第 24 条から第 25 条まで、第 26 条第 1 項並びに附則第 10 条第 1 項、第 11 条の 2 第 1 項及び第 11 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 24 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 50 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第 1 項前段、第 25 条、第 26 条第 1 項並びに附則第 10 条第 1 項、第 11 条の 2 第 1 項及び第 11 条の 2 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 50 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 50 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第 27 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 50 条の 2 第 3 項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 7 条第 14 項（同法第 11 条第 10 項及び第 15 条第 16 項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第 6 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 50 条の 2 第 3 項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 50 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 51 条第 1 項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第 2 項第 2 号中「、附則第 10 条第 1 項、附則第 11 条の 2 第 1 項及び附則第 11 条の 2 の 2 第 1 項」を「並びに附則第 10 条第 1 項、第 11 条の 2 第 1 項及び第 11 条の 2 の 2 第 1 項」に改め、同項第 3 号中「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号）」に、「特定給付補てん金等」を「特定給付補填金等」に改め、同条第 3 項中「第 20 条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第 5 項第 1 号中「附則第 51 条第 3 項」を「附則第 51 条第 3 項後段」

に改め、同項第2号中「、附則第10条第1項、附則第11条の2第1項及び附則第11条の2の2第1項」を「並びに附則第10条第1項、第11条の2第1項及び第11条の2の2第1項」に、「附則第51条第3項」を「附則第51条第3項後段」に改め、「、第26条第1項中「第20条第4項」とあるのは「附則第51条第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第51条第3項」を「附則第51条第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第51条第3項」を「附則第51条第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第51条第3項」を「附則第51条第3項前段」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第11条、第37条、第46条及び第47条の改正規定並びに附則第50条の2及び附則第51条の改正規定並びに次条の規定並びに附則第3条第1項、第3項及び第4項の規定 平成29年1月1日
- (2) 附則第7条から第9条までの改正規定及び附則第3条第2項の規定 平成30年1月1日

(寝屋川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 寝屋川市税条例等の一部を改正する条例（平成27年寝屋川市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第7項中「、新条例」を「、寝屋川市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第11条第3号の項中「第46条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削る。

(市民税に関する経過措置)

第3条 この条例による改正後の寝屋川市税条例（以下「新条例」という。）第37条第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第37条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

- 2 新条例附則第7条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 3 新条例附則第50条の2の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。
- 4 新条例第46条第5項及び第47条第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第46条第3項又は第47条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例附則第14条第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第29項に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 2 新条例附則第14条第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第14条第11項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第14条第12項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第14条第13項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 6 新条例附則第14条第14項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第14条第18項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用する。

財産の取得

次のとおり財産を取得する。

平成 28 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北川法夫

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する財産 | 府内ネットワーク用パソコン |
| 2 財産の概要 | ノートパソコン 280 台 |
| 3 取得目的 | 府内ネットワーク用パソコンの更新を行うため |
| 4 取得の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 取得価格 | 金 42,154,560 円 (内消費税及び地方消費税の額 3,122,560 円) |
| 6 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 取得の相手方 | 大阪府大阪市福島区福島六丁目 14 番 1 号 株式会社大塚商会 L A 関西営業部 L A 関西営業部長 南英和 |

平成 27 年度寝屋川市水道事業利益剰余金 の処分

平成 27 年度寝屋川市水道事業利益剰余金を次のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により議決を求める。

平成 28 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

1 当年度未処分利益剰余金 3,503,223,300 円

2 利益剰余金処分額

資本金 △1,197,753,516 円

△1,197,753,516 円

3 翌年度繰越利益剰余金

2,305,469,784 円

平成 27 年度寝屋川市下水道事業利益剰余 金の処分

平成 27 年度寝屋川市下水道事業利益剰余金を次のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により議決を求める。

平成 28 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

1 当年度未処分利益剰余金 430,323,845 円

2 利益剰余金処分額

資本金 △140,728,553 円

減債積立金 △169,513,371 円

△310,241,924 円

3 翌年度繰越利益剰余金 120,081,921 円

し

固定資産評価審査委員会委員の選任

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により同意を求める。

平成 28 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北川 法夫

| | |
|------|----------------|
| 住 所 | [REDACTED] |
| 氏 名 | 山本 實（やまもと みのる） |
| 生年月日 | [REDACTED] |

理 由

固定資産評価審査委員会委員山本實が、平成 28 年 9 月 30 日任期満了のため、引き続き選任したい。

履歴書

本籍 [REDACTED]
住所 [REDACTED]
氏名 山本 實 (やまもと みのる)
生年月日 [REDACTED]

学歴

昭和 45 年 3 月 大阪経済大学経営学部卒業

職歴

昭和 45 年 4 月 寝屋川市に就職
昭和 45 年 4 月 寝屋川市総務部固定資産税課
昭和 53 年 4 月 寝屋川市市民部固定資産税課土地係長
昭和 54 年 6 月 寝屋川市市長公室市民相談室広報課係長
昭和 59 年 5 月 寝屋川市自治推進部広報広聴課主幹兼広報係長
昭和 62 年 7 月 寝屋川市自治推進部広報広聴課長代理兼広報係長
平成 3 年 5 月 寝屋川市市長室広報広聴課長
平成 5 年 11 月 寝屋川市財務部市民税課長
平成 6 年 4 月 寝屋川市財務部参事兼市民税課長
平成 7 年 7 月 寝屋川市市長公室広報長（参事待遇）
平成 8 年 4 月 寝屋川市企画部次長
平成 9 年 4 月 寝屋川市企画財政部次長
平成 11 年 7 月 寝屋川市企画財政部次長兼地域振興券推進室長
平成 11 年 10 月 寝屋川市企画財政部企画室長（次長待遇）
平成 13 年 4 月 寝屋川市企画財政部付部長兼税務室長
平成 15 年 7 月 寝屋川市保健福祉部長兼福祉事務所長

| | |
|-------------|---------------------------|
| 平成 18 年 4 月 | 寝屋川市理事兼保健福祉部長兼福祉事務所長 |
| 平成 20 年 3 月 | 同 上 退職 |
| 平成 20 年 4 月 | 寝屋川市に再任用 |
| 平成 20 年 4 月 | 寝屋川市理事兼保健福祉部長兼福祉事務所長 |
| 平成 21 年 4 月 | 寝屋川市経営企画部ブランド戦略室専門官（課長待遇） |
| 平成 23 年 4 月 | 寝屋川市保健福祉部こども室専門官（課長待遇） |
| 平成 24 年 3 月 | 同 上 任期満了 |

公 職 歴 等

自 平成 15 年 7 月 財団法人寝屋川市公共施設管理公社理事
至 平成 21 年 3 月

自 平成 25 年 10 月 寝屋川市固定資産評価審査委員会委員
至 現 在

賞 罰

昭和 61 年 5 月 寝屋川市業績表彰